

証券コード：9501

平成22年6月4日

## 株主各位

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

東京電力株式会社

取締役会長 勝 俣 恒 久

### 第86回定時株主総会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日おさしつかえの場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご覧いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、平成22年6月24日（木曜日）午後5時20分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

#### 〔インターネット等による議決権行使の場合〕

19ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、平成22年6月24日（木曜日）午後5時20分までに議案に対する賛否をご入力いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成22年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園四丁目8番1号  
ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 ボールルーム

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役20名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

＜株主(273名)からのご提案（第4号議案から第8号議案まで）＞

第4号議案 剰余金の処分の件

第5号議案 定款一部変更の件（1）

第6号議案 定款一部変更の件（2）

第7号議案 定款一部変更の件（3）

第8号議案 定款一部変更の件（4）

上記各号議案の内容等は、後記の株主総会参考書類に記載してあります。

### 4. 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

郵送による方法とインターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合はインターネットによる行使を、インターネットにより複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

以 上

1. 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権の行使を委任できる代理人は、当社が代理権を証明する書面の提出を受けた、議決権を有する株主さま1名に限らせていただきます。
2. 招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査報告及び監査報告は、別添の「平成21年度報告書」のとおりであります。ただし、以下の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.tepco.co.jp/ir/soukai/soukai-j.html>）に掲載しておりますので、「平成21年度報告書」には記載しておりません。
  - ①連結計算書類の連結注記表
  - ②計算書類の個別注記表
3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.tepco.co.jp/ir/soukai/syusei-j.html>）等でお知らせいたします。



## 第2号議案 取締役20名選任の件

### ——会社提案

取締役全員の任期が本総会終結の時をもって満了いたしますので、取締役20名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

### 取 締 役 候 補 者

(五十音順)

	氏 名 (生 年 月 日)	略歴，地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の数
1	あい ざわ ぜん ご 相 澤 善 吾 (昭和27年1月28日生)	昭和50年4月 当社入社 平成15年6月 当社火力部東電環境エンジニアリング株式会社出向 平成17年6月 当社火力部部長代理 平成18年6月 当社火力部長 平成19年6月 当社執行役員火力部長 平成20年6月 当社常務取締役 (現在にいたる)	株 8,105
2	あお やま やすし 青 山 侑 (昭和18年10月5日生)	平成11年5月 東京都副知事 (平成15年5月まで) 平成15年6月 当社取締役 (現在にいたる) 平成16年4月 明治大学大学院教授 (現在にいたる) <重要な兼職の状況> 明治大学大学院教授	株 12,800
3	あら い たか お 荒 井 隆 男 (昭和26年8月3日生)	昭和50年4月 当社入社 平成16年10月 当社燃料部L N G 総括グループマネージャー 平成19年6月 当社執行役員燃料部長 平成21年6月 当社常務取締役 (現在にいたる)	株 4,501

	氏名 (生年月日)	略歴，地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の数
4	かつ また つね ひさ <b>勝 俣 恒 久</b> (昭和15年3月29日生)	昭和38年4月 当社入社 平成5年6月 当社企画部長 平成8年6月 当社取締役企画部長 平成9年6月 当社取締役企画部，業務管理部， 総務部担任 平成10年6月 当社常務取締役 平成11年6月 当社取締役副社長 平成14年10月 当社取締役社長 平成16年5月 社団法人日本経済団体連合会副 会長 (平成20年5月まで) 平成17年4月 電気事業連合会会長 (平成20年6月まで) 平成20年6月 当社取締役会長 (現在にいたる) <重要な兼職の状況> K D D I 株式会社社外取締役 N K S J ホールディングス株式会社社外取締 役	株 25,420
5	き むら しげる <b>木 村 滋</b> (昭和23年2月18日生)	昭和46年7月 当社入社 平成13年6月 当社電力契約部長 平成15年6月 当社取締役営業部担任兼電力契 約部長 平成16年6月 当社執行役員販売営業本部副 本部長 平成17年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社取締役副社長 (現在にいたる)	株 23,504

氏 名 (生 年 月 日)	略歴，地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の数
6  こ もり あき お 小 森 明 生 (昭和27年9月28日生)	昭和53年4月 当社入社 平成16年7月 当社原子力・立地本部福島第一 原子力発電所ユニット所長（1 ～4号） 平成17年6月 当社原子力運営管理部長 平成19年6月 当社執行役員原子力品質・安全 部長 平成20年6月 当社執行役員原子力・立地本部 福島第一原子力発電所長  (現在にいたる)	株 8,700
7  し みず まさ たか 清 水 正 孝 (昭和19年6月23日生)	昭和43年4月 当社入社 平成9年6月 当社資材部長 平成13年6月 当社取締役資材部長 平成14年6月 当社取締役資材部担任 平成16年6月 当社常務取締役 平成18年6月 当社取締役副社長 平成20年5月 社団法人日本経済団体連合会副 会長  (現在にいたる) 平成20年6月 当社取締役社長  (現在にいたる)  <重要な兼職の状況> 社団法人日本経済団体連合会副会長	株 25,972
8  たか つ ひろ あき 高 津 浩 明 (昭和27年10月2日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年4月 当社関連事業部長 平成18年6月 当社執行役員総合研修センター 所長 平成21年6月 当社執行役員技術開発本部副本 部長  (現在にいたる)	株 6,300

	氏名 (生年月日)	略歴，地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の数
9	たけ い まさる <b>武井 優</b> (昭和24年6月10日生)	昭和47年4月 当社入社 平成16年6月 当社執行役員経理部長 平成19年6月 当社常務取締役 (現在にいたる)	株 20,532
10	つづみ のり お <b>鼓 紀 男</b> (昭和21年8月11日生)	昭和44年4月 当社入社 平成14年6月 当社理事立地地域本部立地部長 平成15年6月 当社取締役立地地域本部副本部長 平成16年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社取締役副社長 (現在にいたる) <重要な兼職の状況> 株式会社日本フットボールヴィレッジ取締役副社長 株式会社高岳製作所社外取締役 株式会社東京エネシス社外監査役	株 24,100
11	ない とう よし ひろ <b>内藤 義博</b> (昭和25年7月22日生)	昭和49年4月 当社入社 平成16年6月 当社資材部長 平成18年6月 当社執行役員千葉支店長 平成20年6月 当社常務取締役 (現在にいたる)	株 12,409
12	にし ぎわ とし お <b>西澤 俊夫</b> (昭和26年4月22日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年6月 当社企画部電気事業連合会派遣 平成17年6月 当社企画部長 平成18年6月 当社執行役員企画部長 平成20年6月 当社常務取締役 (現在にいたる)	株 7,100

氏 名 (生 年 月 日)		略歴，地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の数
13	ひろ せ なお み 廣 瀬 直 己 (昭和28年2月1日生)	昭和51年4月 当社入社 平成15年6月 当社営業部長 平成18年6月 当社執行役員営業部長 平成19年6月 当社執行役員販売営業本部副 部長 平成20年6月 当社執行役員神奈川支店長 (現在にいたる)	株 4,572
14	ふじ もと たかし 藤 本 孝 (昭和22年4月13日生)	昭和45年4月 当社入社 平成13年6月 当社配電部長 平成15年6月 当社取締役情報通信事業部長 平成16年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社取締役副社長 (現在にいたる)	株 16,421
15	ふじ わら ま き お 藤 原 方喜夫 (昭和25年8月14日生)	昭和49年4月 当社入社 平成14年6月 当社企画部長 平成17年6月 当社執行役員原子力・立地業務 部長 平成18年6月 当社執行役員原子力・立地本部 副本部長兼原子力・立地業務部 長 平成19年6月 当社常務取締役 (現在にいたる)  <重要な兼職の状況> 東光電気株式会社社外取締役	株 13,700
16	みや もと ふみ あき 宮 本 史 昭 (昭和30年1月22日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年1月 当社システム企画部長 平成17年6月 当社システム企画部株式会社テ プコシステムズ出向 平成19年6月 当社執行役員システム企画部長 (現在にいたる)	株 3,403

	氏名 (生年月日)	略歴，地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の数
17	武藤 栄 <sup>むとう さかえ</sup> (昭和25年6月28日生)	昭和49年4月 当社入社 平成16年6月 当社原子燃料サイクル部長 平成17年6月 当社執行役員原子力・立地本部 副本部長 平成20年6月 当社常務取締役 (現在にいたる)	株 10,500
18	森田 富治郎 <sup>もり た とみじろう</sup> (昭和15年8月16日生)	平成9年4月 第一生命保険相互会社(現第一 生命保険株式会社。以下同じ) 取締役社長 平成15年6月 当社取締役 (現在にいたる) 平成16年7月 第一生命保険相互会社取締役会 長 (現在にいたる) 平成19年5月 社団法人日本経済団体連合会副 会長 (現在にいたる) <重要な兼職の状況> 第一生命保険株式会社取締役会長 (注1) 小田急電鉄株式会社社外取締役 セイコーホールディングス株式会社社外監査 役 社団法人日本経済団体連合会副会長	株 8,800
19	山口 博 <sup>やまぐち ひろし</sup> (昭和26年2月15日生)	昭和50年4月 当社入社 平成15年10月 当社工務部長 平成17年6月 当社執行役員工務部長 平成18年6月 当社執行役員電力流通本部副本 部長 平成19年6月 当社常務取締役 (現在にいたる)	株 13,100

	氏名 (生年月日)	略歴，地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の数
20	やま ぎき まさ お 山 崎 雅 男 (昭和24年7月22日生)	昭和47年4月 当社入社 平成14年12月 当社労務人事部長 平成17年6月 当社執行役員総合研修センター 所長 平成18年6月 当社常務取締役  (現在にいたる)	株 14,500

- (注) 1. 当社は，第一生命保険株式会社と資金の借入等の取引を行っております。
2. 現在当社の取締役である各候補者の担当は，別添の平成21年度報告書19ページ及び20ページに記載のとおりであります。
3. 青山侑氏及び森田富治郎氏は，会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由等
- (1) 青山侑氏は，東京都の副知事として都市計画や危機管理に携わるなど，幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え，候補者とするものであります。なお，同氏の社外取締役としての在任期間は，本総会終結の時をもって7年となります。また同氏は，当社の子会社である東電不動産株式会社から顧問としての報酬を過去2年間受けております。
- (2) 森田富治郎氏は，第一生命保険相互会社の社長，会長を歴任するなど，幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え，候補者とするものであります。なお，同氏の社外取締役としての在任期間は，本総会終結の時をもって7年となります。
5. 森田富治郎氏が第一生命保険相互会社の取締役在任中に，同社において，保険金等の支払漏れ及び請求案内漏れがありました。このため同社は，平成20年7月に金融庁より保険業法第132条第1項の規定に基づく業務改善命令を受けております。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

#### ——会社提案

監査役 宮本幸始氏及び同 野村吉三郎氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

#### 監 査 役 候 補 者

(五十音順)

氏 名 (生 年 月 日)	略歴，地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の数
1 おお や かず こ 大 矢 和 子 (昭和25年9月5日生)	平成17年4月 株式会社資生堂執行役員CSR部長 平成18年4月 株式会社資生堂執行役員企業文化部長 平成19年4月 株式会社資生堂常勤顧問 平成19年6月 株式会社資生堂監査役(常勤) (現在にいたる)  <重要な兼職の状況> 株式会社資生堂監査役(常勤)	0株
2 から さき たか し 唐 崎 隆 史 (昭和27年11月5日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年10月 当社工務部部長代理 平成17年5月 当社国際部ロンドン事務所長 平成18年6月 当社理事国際部ロンドン事務所長 平成20年6月 当社執行役員栃木支店長 (現在にいたる)	株 2,607

(注) 1. 大矢和子氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

2. 社外監査役候補者の選任理由等

大矢和子氏は、株式会社資生堂の執行役員及び監査役を歴任するなど、幅広い見識と実務経験等を有していることから社外監査役として適任であると考え、候補者とするものであります。

## <株主(273名)からのご提案(第4号議案から第8号議案まで)>

### 第4号議案 剰余金の処分の件

#### ——株主(273名)からのご提案

##### ○議案内容

1株当たりの配当金を年100円(中間配当金の30円を含む)とする。

##### ○提案の理由

我が社の1月29日発表の第3四半期累計決算で、ようやく連結の通期見通しが発表された。通期見通しは売上5兆400億円程度、経常利益1,900億円程度、純利益1,250億円程度である。これを、半期決算、第3四半期決算と比較すると、1株当たり純利益は、半期決算では102円、第3四半期では117円、通期見通しでは93円と、後半期は急激に利益が悪化している。従来、通期見通しが発表できなかったのは、地震で壊れて長期停止中の柏崎刈羽原発6、7号機再開問題のためだった。つまり、この6、7号機運転再開を織り込んだことが決算に悪影響を与えたものと考えられる。以前から株主運動が主張しているとおり、**壊れた原発の再開は毒饅頭**なのである。

一方、キャッシュフローベースで決算を見ると、第3四半期累計の営業キャッシュフローは7,622億円、1株当たり563円と潤沢であるので、**年間配当を100円とすることを提案する。**

##### ◇第4号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当年度におきましては、柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の運転再開等により燃料費が減少したことなどから3年ぶりに当期純利益を計上することができましたが、第1号議案に記載のとおり、配当の基本方針を勘案のうえ、期末における配当金につきましては1株につき30円といたしたいと存じます。これにより、当年度における配当金は、昨年11月にお支払いいたしました中間配当金とあわせて1株につき60円となります。

当社といたしましては、引き続き同発電所全号機の復旧に向けた取り組みを全力ですすめるとともに、恒常的な原価低減に努めることなどにより、さらなる業績回復と中長期的な企業価値の向上をはかり、株主のみなさまのご期待にお応えしてまいります。

## 第5号議案 定款一部変更の件（1）

### ——株主(273名)からのご提案

#### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第7章 核廃棄物の処分検討委員会

##### （目的）

**第41条** 使用済燃料，高レベル放射性廃棄物などの核廃棄物等の処分について，株主，電力消費者，電力事業者としての責任ある対応を検討することを目的とする。

##### （構成）

**第42条** 前条の目的を達成するため，核廃棄物の処分検討委員会を設置する。委員は5人以上とし，すべて社外の人材をもって構成する。その他必要に応じて参考人を招請するものとする。

##### （任務）

**第43条** 本委員会は，消費者に対し，核廃棄物処分場の本会社供給区域内受け入れの賛否，原子力発電所稼働制限の賛否などについて，アンケートを実施し，それを参考に本会社の対応を検討して取締役会に勧告する。取締役会は，その内容を公表し，株主に報告するとともにそれを実施するよう努める。

#### ○提案の理由

原発で生じる核廃棄物の処分が現実問題として迫ってきた。日本人一人一人がみんなこの問題について考えようというテレビコマーシャルなども目につく。日本で最大の電力を消費する我が社の消費者はこのような宣伝をどのような気持ちで見ているのだろうか。処分場は東京以外になるのだろうか，という他人事のような気持ちの人もいるのだろうか。

我が社も処分は電力会社の仕事ではない，政府がどうにかするだろうと思っではないか。電力大消費の当事者である我が社の株主や消費者こそ，核廃棄物問題を自分たちの問題として痛感し，考えなければならない。ましてや原発も処分場も地方に押しつけければよいという都合のいい考えは許されない。いや，株主や消費者もそんな自分勝手ではないはずだ。まず本提案を実現して，核廃棄物について責任ある行動をとることを目指し，株主と消費者の良識と覚悟を示そう。本議案が核廃棄物についての問題提起

となることを望む。

#### ◇第5号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

使用済原子燃料を再処理し、プルトニウムやウランを回収して再び燃料として利用する原子燃料サイクルは、資源に乏しいわが国におけるエネルギーの安定供給に大きく寄与するものであり、こうした過程で発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分は解決しなければならない重要な課題であります。

この課題に計画的かつ確実に対処するため、平成12年に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が制定され、処分事業の実施主体である原子力発電環境整備機構が設立されました。

処分施設の建設地につきましては、文献調査・概要調査・精密調査の3段階の調査を行い、地域のみなさまのご意見を伺いながら選定されることとなっており、現在、同機構が全国の市町村を対象に処分施設の設置可能性を調査する地域を公募しております。こうしたなか、国及び同機構は各地でシンポジウムや意見交換会を開催するなど、処分事業についての広報・広聴活動をすすめております。当社といたしましても、高レベル放射性廃棄物の発生者としての責任を有する立場から、処分事業の重要性等について、PR施設を活用するなどしてさまざまな理解促進活動を実施しているところであります。

このように、国、同機構及び電気事業者は、相互に連携して高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取り組みをすすめているところでありますので、ご提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

#### 第6号議案 定款一部変更の件（2）

——株主(273名)からのご提案

##### ○議案内容

以下の章を新設する。

第8章 高速増殖炉からの撤退

**第44条** 高速増殖原型炉「もんじゅ」の開発協力から撤退する。

##### ○提案の理由

柏崎刈羽原発全7基が地震で被災し大きな損失を蒙ったのは、原発の直

下十数キロの地下に活断層が伸びていたからである。もんじゅは、改訂耐震指針に基づく新たな調査によって、炉心の西約0.5キロのサイト近くを長さ15キロの活断層が走り、かつ東に傾斜して炉心直下850メートルに達することが判明した。

高速増殖炉は、14年前の事故が示すように水や空気と反応して爆発・火災になりやすいナトリウムが冷却剤として配管を巡り、燃料にはプルトニウムを使用する。柏崎刈羽原発よりはるかに不安定で核暴走しやすい原子炉と、直下直近に活断層という最悪の組み合わせである。このような無謀が明白になった以上、**危険回避のため開発協力から撤退する**。総額1.6兆円の9割に税金を投入しながら発電どころか電気代等に1日5,500万円を消費し続けるもんじゅは、事業仕分けでも無駄の評価が高かった。今後我が社は高速増殖炉開発の見直しへ向けて動く。

#### ◇第6号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

高速増殖炉は、発電過程において使用した以上の燃料を生産することにより、限りあるウラン資源の利用効率を飛躍的に高め、わが国のエネルギー安定供給に大きく貢献するものであります。国が策定した原子力政策大綱におきましても、このような観点から、高速増殖炉の実用化に向けた研究開発を着実に推進すべきであるとされております。

こうしたなか、独立行政法人日本原子力研究開発機構は、高速増殖原型炉「もんじゅ」について、運転停止の原因となったナトリウム漏えいの対策として設備改造工事を実施するなど、安全性強化の取り組みをすすめてまいりました。また、同機構は、地質調査結果などをもとに、新潟県中越沖地震から得られた知見も反映して新たな基準地震動を策定のうえ、これに基づく評価を行い、重要な建物・機器等の耐震安全性が確保されていることを確認しております。こうした対策につきましては、国の委員会等においても審議・確認がなされ、妥当であるとされております。

当社といたしましては、高速増殖炉の実用化に向け、安全確保を大前提に今後も「もんじゅ」における研究開発が推進されるべきであると考えておりますので、引き続き同機構に対して必要な協力を行ってまいり所存であります。

## 第7号議案 定款一部変更の件（3）

### ——株主(273名)からのご提案

#### ○議案内容

第2条の一部を変更し、目的に以下の項目を追加する。

#### 2. スマートグリッド事業

（上記第2条第2号の新設に伴い、現行定款第2条第2号を第3号とし、以下を順次1号ずつ繰り下げる）

#### ○提案の理由

スマートグリッド（賢い電力網）とは、IT技術による遠隔操作により、電力需要を調節して積極的に電力需要と供給を一元管理する技術である。我が社は、スマートグリッド事業によって、**自然エネルギー100%の未来を目指し、原子力発電からの撤退を実現する**。大型の原子力発電や火力発電からの電力供給を有利にしている、昼夜を問わず一定の電力を消費させる電気料金制度を根本から見直す。そして自然エネルギーからの電力消費が最大になる新たな電気料金制度を構築していく。

具体的には、太陽光発電が最大となる晴天の昼間に安価な電気料金を設定し、夜間の電気料金を高くして自然エネルギーの比率を高める。我が社は、販売電力量 kWh で収益をあげてきたが、今後は顧客の自然エネルギーの利用を最大にすることを実現し、その付加価値を販売して収益をあげていく。また、顧客の CO<sub>2</sub> 排出量を最小限にすることにより料金を徴収し会社の収益にする。

#### ◇第7号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

スマートグリッドにつきましては国内外でさまざまな議論がなされておりますが、当社におきましても、太陽光発電の普及拡大などの環境変化に対応できるよう将来的なスマートグリッドの整備に向けた検討を行っております。当社は電気事業の一環としてこうした取り組みをすすめているところであり、ご提案のようなスマートグリッドの整備やそれを活用した事業は現行定款第2条第1号の「電気事業」及び同条第16号の「前各号に附帯関連する事業」に含まれますので、改めて定款に規定する必要はないと考えます。

なお、電源の構成について付言いたしますと、資源に乏しいわが国にお

いて、環境に配慮しつつ、電気を安定的かつ経済的に供給するためには、水力、火力、原子力や再生可能エネルギーなどの各種電源をバランス良く組み合わせる利用することが必要であります。当社といたしましては、低炭素社会の実現に貢献するため、今後も原子力を着実に推進していくとともに、再生可能エネルギーにつきましても、メガソーラー発電等の導入や余剰電力の買い取り、子会社を通じた風力発電事業の展開などにより、その一層の利用拡大に努めてまいり所存であります。

## 第8号議案 定款一部変更の件（4）

### ——株主(273名)からのご提案

#### ○議案内容

第4章に以下の条を新設する。

**第22条** 個々の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益は遅滞なく公表する。

（上記第22条の新設に伴い、現行定款第22条を第23条とし、以下を順次1条ずつ繰り下げる）

#### ○提案の理由

我が社は2007年4月、経営に対する取締役の責任の明確化、報酬の客観性、透明性を確保するためにと高らかに宣言し業績連動報酬制度を導入、報酬委員会を設置した。しかし、3年が過ぎても報酬委員会の活動内容はまったく明らかになっておらず、その後の報告もない。また我が社に提出された議決権行使書の余白に書き込まれた数多くの天下り役員や他社との兼任役員への批判にも応えることはない。

8年前と4年前のデータ改ざん、トラブル隠し、そして柏崎刈羽原発の活断層隠蔽と相次ぐ情報隠蔽を株主は忘れていない。にもかかわらず歴代の取締役は、報酬も退職金も受け取り任期満了で退任している。絵に描いた餅のような報酬委員会ではなく、報酬の個別開示こそが取締役個々の責任を明確にし、隠蔽体質を改め、経営を健全化する方法であると考える。

本議案は5年前の総会から毎年提案され、3年前には33%、一昨年は27%、昨年は26%の賛同を得ている。

#### ◇第8号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、取締役の報酬等につきましては、取締役賞与金を含め平成19年の株主総会においてご承認をいただいた年額の報酬枠の範囲内で支給し、法令に基づき事業報告においてその総額を開示しております。また、当社は業績連動報酬制度を導入していることに加え、具体的な支給額の決定にあたっては、客観性・透明性を確保する観点から、社外取締役及び社外有識者を中心とする報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定することとしております。なお、当社は、柏崎刈羽原子力発電所の運転停止に伴う厳しい収支状況に鑑み、報酬委員会の審議を踏まえて平成19年11月より取締役の報酬等の減額を継続しております。

取締役会としては、経営に係るコストとして取締役に支給される報酬等の総額を開示することが株主のみなさまにとって重要であると考えていることから、ご提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。



最後に、第5号及び第6号議案の各定款変更議案に共通する意見を付言いたします。

ご提案の内容は、いずれも業務執行に関する事項であり、取締役会や監査役の監督、監査のもと、業務執行を委ねられている取締役が、諸般の事情を総合的に判断しながら、責任をもって遂行していくものでございますので、定款で定めることは不適當であると考えます。

以 上

## インターネット等による議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使をされる場合は、パソコン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）\* から、当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）に議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」によりアクセスしてください。ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止いたします。

また、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

なお、アクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となりますので、ご了承ください。

2. 議決権は平成22年6月24日（木曜日）午後5時20分までにご行使ください。
3. インターネットの利用環境によっては、パソコンによる議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。
4. 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用可能であることが必要となりますが、携帯電話の機種によっては議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。
5. 不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使サイト上で「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いしております。
6. 郵送による方法とインターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合はインターネットによる行使を、インターネットにより複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。
7. 株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

以上

\* iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

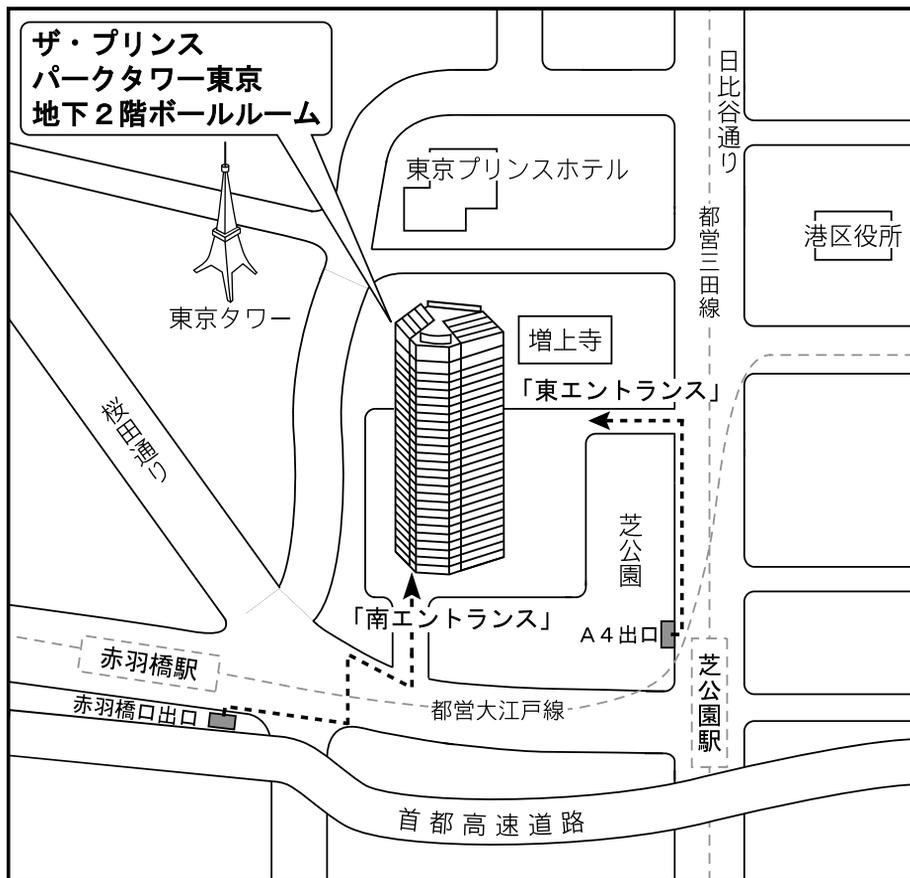
インターネットによる議決権行使システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

## 株主総会会場ご案内図

会場 ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 ボールルーム  
東京都港区芝公園四丁目8番1号 電話 03-5400-1111 (代表)



- 最寄駅**
- ・ 都営地下鉄三田線 芝公園駅  
(A4出口から東エントランスまで徒歩5分)
  - ・ 都営地下鉄大江戸線 赤羽橋駅  
(赤羽橋口出口から南エントランスまで徒歩6分)

- お願い**
- ・ 各エントランスから株主総会会場までは3分程度を要しますので、時間に余裕をもってお越しください。
  - ・ お車でのご来場はご遠慮願います。